

## 青山学院教育方針

青山学院の教育は

キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、

神の前に真実に生き

真理を謙虚に追究し

愛と奉仕の精神をもって

すべての人と社会とに対する責任を

進んで果たす人間の形成を目的とする。

青山学院スクール・モットー

**地の塩、世の光**

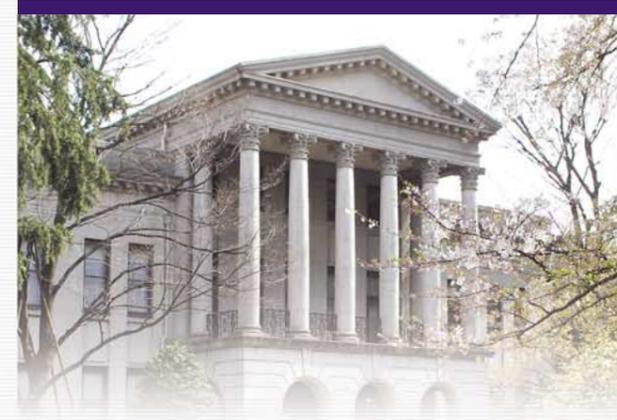
The Salt of the Earth, The Light of the World

(マタイによる福音書 第5章 13～16節より)

A O Y A M A B U S I N E S S L A W

青山学院大学大学院  
法学研究科 **ビジネス法務専攻**

<http://www.als.aoyama.ac.jp/abls/>



A O Y A M A B U S I N E S S L A W



青山学院大学大学院  
法学研究科 **ビジネス法務専攻**

<http://www.als.aoyama.ac.jp/abls/>

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、神と人ともに仕え社会に貢献する「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。

本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。

本学のすべての教員、職員、学生は、相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。

## 大学院法学研究科ビジネス法務専攻 アドミッションズ・ポリシー

- 1 大学院法学研究科ビジネス法務専攻の研究教育を通して、本学の理念である、『キリスト教理念に基づき、真理を追究し、すべての人と社会に対するヒューマニティあふれる責任を果たすことのできる』人材に育つような意思と能力がある者に、入学許可を与える。
- 2 具体的には、ビジネス法務専攻が養成したいと考える、「ビジネスローリテラシーを有した職業人」、すなわち、「リーガル」の観点を十分にふまえていること、「経営戦略」の観点を十分にふまえていること、「ビジネスロー」に関する高度専門的能力をもとにビジネス中堅で活躍できることという3点を満たすかどうかである。
- 3 そして、①研究計画 ②志望動機 ③人格・やる気 ④希望専攻科目についての研究遂行能力 ⑤これまでの職務経歴・遂行能力、という5点から、上記人材であるか否かの判断を行うこととする。

### 目次

青山学院大学の理念 大学院法学研究科ビジネス法務専攻 アドミッションズ・ポリシー	①	有職者からの一言	⑨
ご挨拶	②	院生からの声	⑪
ビジネス法務専攻の特徴	③	入試について	⑬
ビジネス法務専攻の魅力	⑤	募集要項	⑮
科目一覧	⑦	本専攻のその他の魅力	⑰
担当者一覧	⑧	アクセス	⑱



青山学院大学 学長

### 武藤 元昭

現在、日本のビジネス社会は、企業の不祥事をはじめとして、非常に多くの問題点を抱えています。そのような問題に対処するために、これまでにないほどに、コンプライアンス、リーガルリスクマネジメント等が強く意識されています。ビジネス社会において、「法」の果たす役割が大きく期待されているのです。

こういった状況の中で、青山学院大学大学院法学研究科は、「ビジネスローリテラシー」を標榜しつつ、夜間の社会人大学院であるビジネス法務専攻を、2005年4月に開設することとしました。本専攻は、ビジネスとリーガル、実務と理論の架け橋を目指す、全く新しい研究教育の仕組みです。

本専攻では、ビジネス・リーガルの技術的側面の習得を徹底的に追求します。そのために新しい教育プログラムを整備しています。しかしそれだけではなく、深刻な問題となっている企業人や職業専門家の倫理の欠如という状況に対処し、ビジネスにおける法と倫理の関係をしっかりと考えることができる場にもなっています。まさに本学の理念に適った研究教育の場となると思われます。

青山学院大学の掲げるポリシーを実現するとともに、専門的能力を持って活躍できるような人材をビジネスロー分野で育成するために、意欲に溢れ十分な能力を備えた研究者と実務家が、共に手を携えて大きな成果を挙げることを強く期待しております。



青山学院大学大学院法学研究科 科長

### 土橋 正

この度AOYAMA LAWでは、夜間・社会人大学院である、大学院法学研究科ビジネス法務専攻を始めることにいたしました。これはビジネスとリーガル、理論と実務の架け橋を試みるもので、いわば、ビジネスロー・スクールともいえるものです。従来日本の大学院教育では、必ずしもビジネスとリーガルを融合した研究教育は行われてきませんでした。本専攻は、その意味で、大学院教育における新しい研究教育の試みであります。

現在、大学・大学院教育は、少子高齢化がもたらす大きな社会経済的要因への対応を迫られています。従来、若年者層を対象として、理論的な志向を中心としてきた大学・大学院教育ですが、今後は、社会で活躍される方々への、いわゆる専門家教育にも十分な意を配らねばなりません。青山学院大学は、法科大学院、ビジネススクール、会計専門職大学院といった専門職大学院を積極的に展開しておりますが、ビジネス法務専攻も、こういった流れの中に位置づけることができます。

ビジネス法務専攻では、AOYAMA LAWの専任教員がコーディネーターを務めますが、弁護士、公認会計士、税理士、シンクタンク研究員、実務家等、各方面の最先端でご活躍の方々を招聘し、教育に携わって頂きます。多彩な講師陣のもとで、用意されているカリキュラム体制、コンテンツも非常に意欲的で、進取の精神に満ちたものです。是非本専攻に興味をお持ち頂き、われわれと一緒に学んで頂きたいと思っております。

青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻は、  
 社会人や職業人対応の夜間大学院です。  
 ビジネスとリーガルの融合型研究教育を志向し、  
 ビジネスロー<sup>\*</sup>リテラシーを有した職業人の育成を目指しています。

### ビジネス法務専攻の研究教育目的

- ①ビジネス・リーガル融合型の研究教育を志向
- ②これまでにない新しい大学院教育プログラムの設置
- ③学部教育とも接合した研究教育システムの構築
- ④ビジネスローリテラシー育成に適切な研究教育システムの追及

### ビジネス法務専攻の特色

- ①ビジネスローリテラシーを有した職業人育成を実践
- ②ニーズの高い「人事労務法務」「知財法務」「税法務」の3プログラムを開設
- ③他大学院にはない、特色ある4層のカリキュラムコンテンツを提供
- ④ビジネスロー理論研究のために博士後期課程を設置
- ⑤夜間、職業人教育に対応した事務組織、教学支援組織を構築
- ⑥ビジネス界との密接な連携を目的とした「大学院法学研究科ビジネスローセンター」設置

### ビジネス法務専攻の教員・運営組織

- ①各科目は、本学教員、非常勤講師等が担当
- ②ビジネスとリーガル双方のリテラシー習得に対応するために実務に精通した講師を配置
- ③専攻主任、プログラム毎のコーディネーターによる責任指導制

ビジネス法務専攻の概要	
名称	青山学院大学大学院法学研究科 ビジネス法務専攻 (和文名) Aoyama Gakuin University, Division of Law, The Graduate School, Department of Business Law (英文名)
教育課程	修士課程及び博士後期課程
形態	大学院法学研究科の中の一専攻として設置し、夜間・社会人対応の大学院教育が可能な形態とします。
設置	青山キャンパス(東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号)
開設時期	2005年4月1日より
一学年の定員	修士課程入学定員は40名(収容定員80名)／博士後期課程入学定員は2名(収容定員4名(2006年度))
修業年限	標準2年 *その他短期・長期コース有 詳しくは募集要綱をご覧ください。

※ビジネスロー(Business Law)とは?  
 いわゆるビジネスシーンで使用される法律分野の総体です。  
 具体的には、民法、商法、経済刑法、知財法、独禁法、労働法、税・会計法等という分野です。  
 ビジネスローという概念は、単に法律分野を総合的に集めただけでなく、近年話題となっている、コンプラ、CSR(企業の社会的責任)、  
 内部告発、リーガルリスクマネジメント等の具体的課題を解決できるような、特別のカンドコロを備えた分野です。

### ビジネス法務専攻の教育 ～基本コースとカリキュラム内容

ビジネスとリーガルの融合型研究教育にもとづき、ビジネスローリテラシーを有した職業人の育成を目的とした、以下のような特色あるカリキュラム体系を編成します。

**基本コース**

基本コースはあくまで目安であり、柔軟なコース選択を可能とします  
 経営戦略法務にとって特に重要であり、ニーズの高い「人事労務」「知財法務」「税法務」の3プログラムを設置。  
 さらに、修了年限は標準2年コースの他、短期コース・長期コースを増設。

**人事労務法務プログラム**

労働関係にとって広く必要とされるリーガルリテラシーを修得させることを目的とするプログラムです。具体的には、社会保険労務士資格取得者および取得予定者が、取得後、実際に諸活動を行えるような能力、企業の人事労務部に属する社員の専門的能力の育成、労働組合役員の専門的能力の育成等を志向しています。

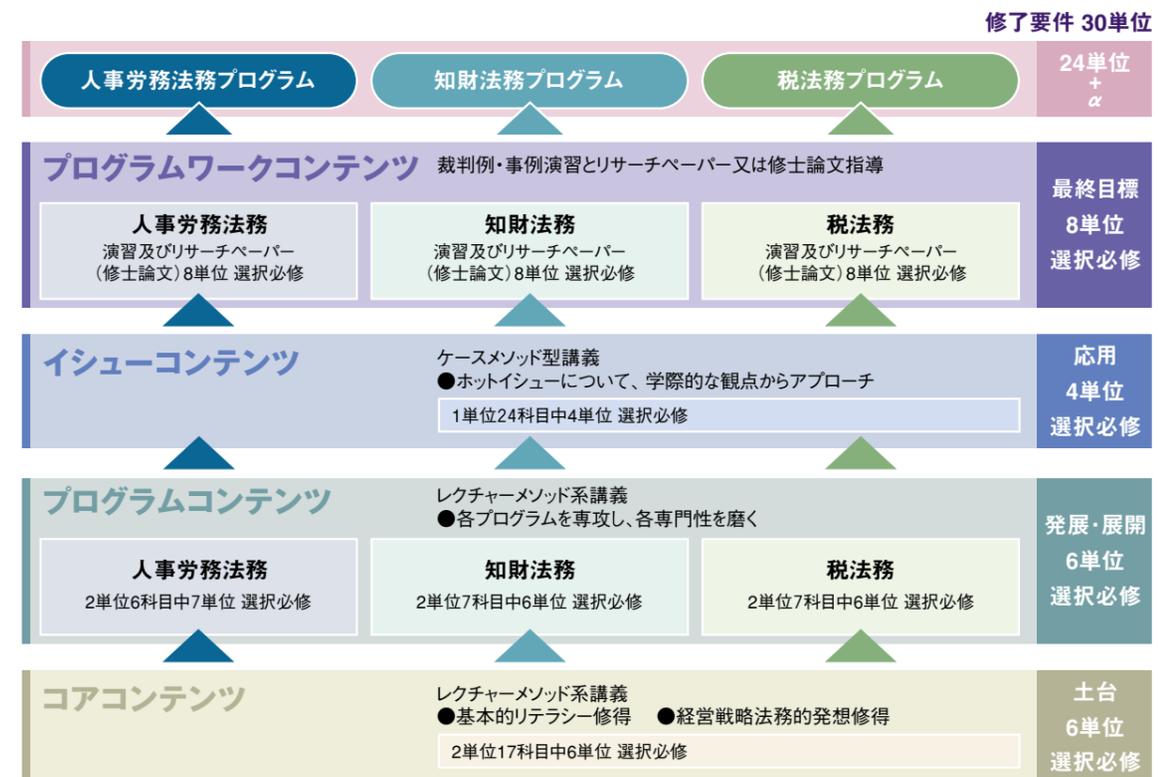
**知財法務プログラム**

知的財産立国の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員および養成が急務であり、法律・技術・経営など各領域の知識に通暁した「融合的人材の養成」を推進することにあります。具体的には、弁理士・弁護士の継続教育、企業法務部在籍者ほか専門知識を求める社会人を対象とします。

**税法務プログラム**

「法務」部分を担うにふさわしい税理士を、大学院レベルでしっかりと教育し、修士号を付与するものです。基本的に税理士有資格者を対象としますが、それにとどまらず、税・会計の法的側面のプロフェッショナルを目指す者も対象とします。例えば一定の科目にすでに合格し、税理士試験科目免除申請を扱う方も含まれます。

**カリキュラム** 特色ある4層のカリキュラムコンテンツによりビジネスとリーガルの融合を実現  
 「コアコンテンツ」「プログラムコンテンツ」「イシューコンテンツ」「コースワークコンテンツ」の4層のコンテンツを設置。「コアコンテンツ」を土台にして経営戦略法務的な観点・知識を習得した上で、「プログラムコンテンツ」にて各専門性を磨き、「イシューコンテンツ」にて事例分析能力を高め、「プログラムワークコンテンツ」にて、各受講生のリテラシー・問題関心の総仕上げを行う構想です。



本専攻では、受講生個々の要望・状況に出来る限り対応できるように、  
 各プログラムについているコーディネーター等が、履修指導を行うことを予定しています。

## コーディネーターの語るビジネス法務専攻～なにをどのように学ぶのか？

ビジネス法務専攻の3プログラム（知財、税、人事労務）には、各1名ずつコーディネーターが配置します。そしてプログラムの運営に中心的役割を果たします。そこで、コーディネーターの座談会という形で、ビジネス法務専攻での各プログラムにおける研究教育の特徴・魅力と取り組みへの思いを熱く語って頂くことにしました。

私たちコーディネーターが、ビジネスローリテラシーを有した職業人を目指す受講生をサポートします。

**司会)** いよいよ、ビジネスとリーガル、実務と理論の架橋を志向する、ビジネス法務専攻が開講されます。そこで、本専攻の各プログラムにて中心的役割を果たして頂く、プログラムコーディネーターの方にお集まり頂き、本専攻の研究・教育について語って頂きます。まずは簡単な自己紹介をお願いいたします。

### 菊池純一（知財法務プログラム主任）



私は、20数年来、研究開発の追跡評価を日本に導入し、評価指針を策定するという仕事をやってまいりました。そしてその中で、知的財産の考え方を束ねる場合にどのような概念が作り上げればいいのか、模索してきました。国レベルでの仕事にも多く参加し、最近では、特許法の改正作業にも関与していますし、知財に関する実務と理論の架け橋として、多方面にわたり意欲的に活動しています。

### 中村芳昭（税法務プログラム主任）



大学・大学院における研究教育を中心にやってきましたが、科目の性格上、実務との接点を継続してきました。税理士の方々や研究会が中心ですが、納税者の権利を守るような税制のあり方について提言を行ったこともあります。最近では地方自治体の税制にも強く関心を持ち、実際、ある自治体における新税導入検討にも携わっています。

### 藤川久昭（ビジネス法務専攻主任・司会）



私も研究者としてのステップを歩んできましたが、東京都の労政事務所労働相談委員、組合関係のアドバイザー、シンクタンク等での各種研究委員会に関与する過程で、実務における労働法の役割を強く意識し、企業・組合での研修・講演活動を行っております。ビジネスロー関係では、公益通報者保護法関係の海外調査（内閣府）にも参加し、内部告発、コンプライアンス、CSRの問題にも取り組んでいます。

**司会)** ビジネス法務専攻の各プログラムの教育の特徴、注目すべき科目について説明して頂けますか？

**中村)** これまでの大学・大学院教育では、税に関する法学的教育が必ずしも十分でなく、その結果、税の世界では、リーガルの考え方が実務に必ずしも浸透してこなかったと思います。例えば、税理士試験科目免除制度がありますが、各大学の法学研究科では、それに十分に対応したコースは存在しませんでした。本専攻のように、税法プログラムについて体系的に用意している例はおそらく初めてだと思います。

**司会)** 本専攻税法プログラムは、かなり充実したコースを用意できていると私も思いますが、他の研究科と比べて特に画期的である点はどこでしょうか？

**中村)** これまでは、実体法中心であり、あえていうならば、国際税法関係の科目を付け加える程度でした。本専攻では、手続法・実体法双方に関する科目が揃っていますし、アドバンスとして、トピック型のものも用意されています。特に、不服申立や税務訴訟に関する科目および、地方税に関する科目を用意したことは、特筆できていると思います。

**菊池)** 知財法務でも、同様の特徴がいえると思います。確かにプログラムコンテンツの諸科目は、他の知財関係の大学院でも用意されておりますが、このようにコンパクトな形でレリバントなものにしていること、イシューコンテンツで注目すべきテーマを用意していることが特徴だと思います。

本プログラム全体の特徴ですが、他の知財にかかわる学科、大学院のアイデアは基本的に技術が中心になっています。しかし、私は基本は「law」であろうと考えます。すなわち、「law」の中で新しい「融合」がおきる必要があるわけです。今まで分離はやってきました。知財プログラムでは、ビジネス・リーガル・テクノロジーの3つを組み合わせ、新しいアカデミズムが生まれれば良いと思います。



**司会)** 知財プログラムでも、かなり意欲的な取組がなされていると思います。特に意欲的に考えたい科目はどれでしょうか？

**菊池)** 知財では、最近、特に流通が重要となっています。組織間で知財が取引され、譲渡されるという、オープン型の知財社会における知財流通のあり方を考えたいと思います。そのための科目を用意しています。

**藤川)** 人事労務法務プログラムには次の4つの特徴があると考えます。まず全体として、人事労務分野にとって必要不可欠な科目がバランスよく配置されていることです。これまでは労働法・社会保障法・人事労務管理・労使関係論等、リーガルとそれ以外、実務と理論が分離されたカリキュラムでしたが、本プログラムはこれらを融合しています。次に、人事労務法務でも実体法を重視した教育がなされてきましたが、紛争処理という観点を重視し、科目として独立させている点です。三番目は、特に人事労務法務では、徹底したケースメソッド方式のもとでの講義を行おうと思っています。プログラム教育に関与して頂く方も、行政・企業・法曹・研究関係とバランスのとれた布陣にしています。最後に、イシュー科目で最先端のテーマを意欲的に扱っています。2005年度はメンタルヘルス、労働者知財、人事制度変更、社外労働者の処遇等のテーマを扱いますが、今後、受講生の声を反映させつつ、積極的に科目の入れ替えを進めます。

**司会)** このように本専攻では、イシューコンテンツ科目を中心に、他大学院にない科目を設置していますし、それだけではなく、基本的なコンセプトにも新奇性がありますね。

**次に、各プログラムではどのような履修指導・論文指導を行うか、各先生から説明して下さいませんか？**

**菊池)** もちろん、どういふ方がいらっしゃるかによって違ってくるでしょうね。したがって、どのプログラムでも共通していえることですが、受講生の方々の「健康診断」をしないとイケないと思います。すなわち、どの部分が弱く、どの部分を強化すればいいか、ということです。

一般的にいうと、若い方は全体像を俯瞰するという点に弱点があると思います。ご年配の方は逆で、新しく、法的に細かい話には弱いと思います。そこで前者の場合には、全体像を掴ませるよう、後者の場合には、ケーススタディを通して、ツールをみせて基本を身につけてもらう、という形で指導したいと思います。

論文指導については、私は、同じテーマについてレポートをかかせる、添削して赤をいれたところを直してもらう、という方法で、何回もやりとりを行い、基礎的な力をつけてもらうつもりです。特にIT法務演習ではそういう方法でいこうと思っています。テーマは実践的なテーマを扱ってもらうつもりです。

**中村)** 税法務の場合は、税務代理を中心とした税理士業務に焦点を合せざるをえません。それは、税理士の方であろうが、これからだろうという方でも同じです。その意味では履修の焦点はあわせやすいですね。ちなみに免除科目申請の方は、論文を国税庁に出さないとイケないこともありますので、きっちりと書いてもらいますよ（笑）。

**藤川)** 人事労務法務プログラムの場合も、個々人の関心に基づいて、できるだけ柔軟な履修指導をしたいと思っていますが、プログラムの基本科目は履修していたくつもりです。論文については、将来的に広がりのあるような実践的なテーマの、ある特定の部分について絞って、実務事例、実定法の枠組み、判例・裁判例、総合分析という形で構成してもらおうと思っています。とにかく、実務とリーガルという観点を両立させた論文を書いて頂きますが、そのためのアプローチは明確です。論文執筆に不安を感じられることはないと思います。



**司会)** それでは最後に、本専攻、本プログラムに興味のある方々に対して、各先生よりメッセージを頂けますか？

**中村)** 税法務プログラムは、全体として、税法を中心としつつ、税務訴訟にも対応できるようなものになっています。特に税務代理との関係では、本来は不服申立が重要です。訴訟にいく前が悪いと、結局訴訟でも勝てないからです。不服申立段階からきっちりと対応できるような、リーガルに強い税務の専門家を育てたいと思っています。

次に、ビジネス法務専攻は倫理をも重視した教育になっていますが、私は、納税者の権利という観点を重視したいと思います。今や、このような観点は世界的にみても共通のリーガルリテラシーだと思っています。

**菊池)** 知財は独占的な権利を付与するものですから、私的な利益が強調されがちです。しかし私はこれは間違いだと思っています。独占的な権利を与えるが故に、一層、共益的・公益的な点が重要になると考えています。知財における私益の性格と公益の性格のバランスをいかにとるか、皆さんに問いかけたいと思います。これは、私が、キリスト教精神に基づく青山学院大学での研究教育にこだわってきた理由にもなっています。

知財には、本当にイシューがたくさんあります。最近面白いのは、企業の方々だと、IRの関係で知財報告書を書かないといけなくなっているということでしょうか。日本ではまだ義務づけられていませんが、これは面白いです。知財報告書を書く際には、ビジネスとリーガル双方の素養が必要になりますので、本専攻のコンセプトにもぴったりの素材です。是非演習等で取り扱いたいですね。

各種資格と必ずしも密接に関係するわけではない本専攻では、ヒューマンスキルを学んで欲しいと思います。ここで学んで頂けると、知財総合職として活躍できるような場にします。なんでもかんでも知っているようなすごいヒトがいるわけではありません。ネットワークを作りながら、皆さんと学び合いたいです。

**藤川)** 本専攻の試みは新しく意欲的なものです。ビジネスとリーガル、実務と理論、3分野のコラボレーションには、非常に多くの発展可能性が秘められています。特に、ビジネスローセンターでは、実務家の方と一緒に、様々な企画を考えています。新しいテーマに関する連続セミナー、講演会等です。単なる座学のみならず、エクスターンシップにも意欲的に取り組みます。

人事労務法務分野は色んな意味で閉塞感が漂います。社会保険労務士、企業の人事担当者、労働組合役員の方は、人事労務プログラムにおいて、前向きな、積極的な人事労務・労使関係を学んで頂きたいと思っています。

とにかく本専攻は、全体として、学んでいて「面白くなる」「元気になる」「意欲的になる」場にしたいと思っています。法学研究科ではありますが、リーガルに精通している必要はありません。やる気のある方々とともにこれまでにない大学院を作り上げたいと思います。是非本専攻と一緒に学びましょう！

ビジネス法務専攻科目 2006年度

ビジネス法務専攻の特色あるカリキュラムを実践するために必要な科目を網羅しています。

科目名	単位	担当者
ビジネス取引法務	2	吉田 直
ビジネス組織法務	2	土橋 正
ビジネス金融法務	2	土橋 正
ビジネス民事法務	2	杉田 雅彦 山崎 敏彦
ビジネス刑事法務	2	酒井 安行
ビジネス税法務	2	中村 芳昭
ビジネス人事労務法務	2	藤川 久昭
ビジネス知財法務	2	菊池 純一
ビジネス紛争処理論I	2	若柳 善朗
ビジネス紛争処理論II	2	若柳 善朗
ビジネス行政法務	2	桑原 勇進
ビジネス経済法務	2	谷原 修身
リーガルコンサルティング論	2	遠藤 直仁
リーガルコンプライアンス論	2	鴻 久常
企業倫理と法	2	上野 治男
キリスト教学	2	東方 敬信 深井 智朗
知的財産総合概論 (IT関連知財学)	2	菊池 純一
雇用関係法務I	2	藤川 久昭
雇用関係法務II	2	藤川 久昭
労働・社会保険法務I	2	台 豊
労働・社会保険法務II	2	台 豊
労使関係・労働紛争処理法務	2	岩出 誠
人的資源管理論	2	藤川 久昭
労働政策法務	2	藤川 久昭
特許法務	2	橋本 康重
著作権法務	2	伊東 大祐
知的財産流通法務	2	菊池 純一
知的財産権利化・侵害法務	2	松田 嘉夫
意匠・商標法務	2	菊池 純一
知財会計法務	2	石井 康之
不正競争防止法務特論	2	高山知一郎
税手続法務I	2	中村 芳昭
税手続法務II (不服申立)	2	菅納 敏恭
法人税法務	2	藤曲 武美
税訴訟法務	2	内田 久美子
国際課税法務	2	井上 康一
所得税法務	2	関根 稔
相続税・消費税法務	2	長谷川 博

科目名	単位	担当者
トップセミナーI	1	古出 真敏
トップセミナーII	1	古川 洽次
トップセミナーIII	1	堀田 健介
企業再生の法と実務	1	岡 俊子
資金調達・運用の法と実務	1	澄川 靖
債権回収の法と実務	1	若柳 善朗
事業開発の法と実務	1	小野 隆弘
環境ビジネスの法と実務	1	桑原 勇進
国際取引の法と実務	1	高橋 宏和
CSRの法と実務	1	藤川 久昭
企業再編の法と実務	1	樋口 達
地方税の法と実務	1	谷口 廣見
メンタルヘルスの法と実務	1	筒井 剛
社会保険労務士の法と実務	1	藤川 久昭
人事制度の法と実務	1	村林 俊行
退職金給付制度の法と実務	1	上田憲一郎
社外労働者処遇の法と実務	1	岩出 誠
労働者知財の法と実務	1	藤川 久昭
コンテンツビジネスの法と実務	1	斉藤 汎司
知財信託の法と実務	1	土井 宏文
中国、韓国のビジネス知財	1	橋本千賀子
科学技術と知財の法と実務	1	鮫島 正洋
知財と技術評価	1	内藤 耕
事業承継の税務	1	三木 義一
人事労務判例・事例演習I	2	藤川 久昭
人事労務判例・事例演習II	2	藤川 久昭
研究指導演習I	2	台 豊 藤川 久昭
研究指導演習II	2	台 豊 藤川 久昭
IT法務演習I	2	上條由紀子
IT法務演習II	2	上條由紀子
研究指導演習I	2	菊池 純一 松川 実
研究指導演習II	2	菊池 純一 松川 実
税務判例・事例演習I	2	中村 芳昭
税務判例・事例演習II	2	中村 芳昭
研究指導演習I	2	中村 芳昭
研究指導演習II	2	中村 芳昭

担当者	専門分野
重田 晴生	商法(商取引法・保険契約法・海事法)
谷原 修身	経済法
土橋 正	商法(会社法・有価証券法)
中村 芳昭	税法
山崎 敏彦	民法
藤川 久昭	労働法
台 豊	社会保障法
菊池 純一	知的財産権法

ビジネス法務専攻所属教員

本学法学部・大学院法学研究科・ 会計プロフェッション研究科 教授 重田 晴生 中央大学、同大学院卒	本学法学部・大学院法学研究科 教授 土橋 正 一橋大学、同大学院卒	本学法学部・大学院法学研究科 教授 菊池 純一 慶應義塾大学、同大学院卒
本学法学部・大学院法学研究科 教授 中村 芳昭 日本大学、同大学院卒	本学法学部・大学院法学研究科 助教授 藤川 久昭 東京大学、同大学院卒	本学法学部・大学院法学研究科・法務研究科 教授 山崎 敏彦 静岡大学、東北大学大学院卒
本学法学部・大学院法学研究科・法務研究科 教授 谷原 修身 小樽医科大学、一橋大学大学院卒	本学法学部・大学院法学研究科 助教授 台 豊 東京大学卒	

兼任教員

本学経済学部 教授 東方 敬信	本学法学部・大学院法学研究科 教授 酒井 安行	本学大学院法務研究科 教授 吉田 直
本学法学部・大学院法学研究科 教授 松川 実		

科目担当兼任教員 (50音順)

東京理科大学総合科学技術経営研究科 知的財産戦略専攻 教授 石井 康之	(株)損害保険ジャパン コンプライアンス統括部課長 鴻 久常	松原・村木国際法律事務所 弁理士 橋本千賀子
あおぞらみなと法律事務所 弁理士 伊東 大祐	(株)トムスエンターテイメント 斎藤 汎司	長谷川博税理士事務所 税理士 長谷川 博
ジョーンズ・デイ法律事務所 弁理士 井上 康一	内田・鮫島法律事務所 弁理士 鮫島 正洋	成和共同法律事務所 弁理士 公認会計士 樋口 達
ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー・弁理士 岩出 誠	杉田雅彦法律事務所 弁理士 杉田 雅彦	聖学院大学 准教授 深井 智朗
三井住友銀行 ライフプランサービス営業部 確定拠出年金推進室 上田憲一郎	(株)パワーマネージメント ファンドマネージャー 澄川 靖	藤曲税理士事務所 税理士 藤曲 武美
松下電器産業 客員 上野 治男	関根稔法律事務所 弁理士 関根 稔	三菱商事(株) 常任顧問 /ローソン 取締役 古川 洽次
鳥飼総合法律事務所 弁理士 内田久美子	アクセンチュア株式会社 法務部 ディレクター 高橋 宏和	松田特許事務所 弁理士 松田 嘉夫
遠藤直仁総合事務所 税理士・中小企業診断士 遠藤 直仁	三菱電機(株) 法務部 高山知一郎	シティバンク マネージングディレクター 古出 真敏
アビームM&Aコンサルティング(株) 代表取締役 岡 俊子	東京都主税局局務担当部長 港都税務所長 谷口 廣見	立命館大学大学院 法務研究科教授・法学部教授 三木 義一
中央青山監査法人 ディレクター・税理士 小野 隆弘	筒井総合法律事務所 弁理士 筒井 剛	モルガン・スタンレー証券(株) 代表取締役会長 堀田 健介
慶應義塾大学 DMC機構 専任講師・弁理士 上條由紀子	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株) 社長 土井 宏文	ロア・ユナイテッド法律事務所 パートナー・弁理士 村林 俊行
菅納税理士事務所 税理士 菅納 敏恭	産業技術総合研究所 イノベーション経営研究室長 内藤 耕	田辺・若柳法律事務所 弁理士 若柳 善朗
東海大学法科大学院 教授 桑原 勇進	平本国際特許事務所 弁理士 橋本 康重	

※教員の所属・肩書きは2006年4月1日現在のものです。

## 現在各界で活躍する4人の実務家の方から、 ビジネス法務専攻入学を希望する皆さまへアドバイス。

### 私達実務家と、ビジネスローのあり方を学びませんか？



**【プロフィール】**  
一橋大学卒。ペンシルバニア大学ウォートンスクールMBA米国公認会計士試験合格。アビームM&Aコンサルティング㈱代表取締役。内閣府対日投資会議専門部会などの政府部会の委員、企業の社外取締役、企業研修講師を務める。日本においてM&Aがもっと有効に活用されることを願って、まだ市民権が確立されていないM&Aの啓蒙活動に勤しんでいる。

#### アビームM&Aコンサルティング㈱ 代表取締役 岡 俊子 氏

私は、現在、コンサルティングファームにおいて、M&Aに関する支援業務を行っています。皆さんご存知の通り、最近、M&Aに関連する法律の不備が、メディアでも報じられています。そのような不備が発覚したのは、その不備を逆手にとって利益を手にする人たちが話題になったためだと思います。特に「黒でなければセーフ」という感覚のプレイヤーの増加には、多くの方が眉を顰めています。そして単に個人の問題に止まらず、企業の行動にも大きな影響を与えており、社会的な問題となっていることは間違いありません。

しかし、このような状況には、積極的に評価できる点もあると思います。それは、法律に対する考え方に多様性があることが顕在化し、企業行動のソフトインフラである法律に対する考え方が多様化しつつある、という点です。

これまでは、法律制定時の「立法主旨」や「思想」が、当該関係者にのみ理解されていました。そのため、一部の方々の意見や考え方のみが、特に検証なく判断するという状況も出来ました。しかし、これからは、グレーの部分については、その「立法主旨」や「思想」に鑑みて各人が判断し、行動することが重要になるとともに、そのような多様な意見・考え方の中から、よりよいあり方、考え方が出てくるのだと思います。

企業を取り巻く環境が激変する中、ビジネスを展開する上でのインフラである法的ルールがどうあるべきか、考え直す重要な時期にあります。同時に、我々業界のプレイヤーも自分はどう行動すべきなのか、自分の良心に対して恥ずかしくないことをしているかを見つめなおす良い時期にきていると思います。

本ビジネス法務専攻は、そのような場としてふさわしい「学びの場」だと思います。M&Aと始めとして、ビジネス法務とは切っても切れない関係にあるテーマをたくさん学べます。是非、私達実務家と、ビジネスローのあり方を学びませんか？

### ビジネスシーンにおける経験と、労使双方の視点を活かした教育を追求します。



**【プロフィール】**  
司法試験合格、東京大学大学院修士課程修了。人事労務法務分野の弁護士として高名。現在も、厚生労働省労政審議会労働条件分科会公益代表委員等の公的活動のみならず、上場企業監査役、保険会社のコンプラ委員をつとめる。切れ味の良いトークが定評。

#### 弁護士(ロア・ユナイテッド法律事務所) 岩出 誠 氏

ビジネス法務専攻において、皆さんが学ぶ判例、裁判例、条文等というルールには、作られつつある「背景」、動いている「背景」が必ず存在します。特に人事労務法務の分野における法的問題を語るとき、それらの「背景」を抜きにすることは絶対にできません。

私はこれまで、各種訴訟・労働委員会の審問・あっせんや団体交渉などに関与してきただけでなく、多くの企業・団体において、人事労務に関するコンサルテーション、各種アドバイスを行ってきました。単に第三者としての関与のみならず、セクハラ・メンタルヘルスに関する各種社内規定作り、企業のリストラクチャリングに関する計画立案から実施まで、実際の現場にも直接携わりました。そして私は、このような各種問題について、労使双方の立場から、バランス良くかつ複眼的に関与してきたつもりです。新しい問題にも意欲的に取り組んでいます。

このような現場のナマの実務経験をもとに、リーガルの部分をも踏まえた教育ができるのは、ビジネス法務専攻ならではのものと私は考えます。従来の学部・大学院教育では、ビジネス部分とリーガル部分、実務部分と理論部分が「分離」されていました。ビジネス法務専攻人事労務プログラムは、これらを融合しようという新しい試みです。是非、私どもと一緒に、現場感覚に根ざした、そして労使双方の立場・視点を踏まえた人事労務法務を学んでいきましょう。

### ピカピカにして社会に戻すか、戻るのが重要。



**【プロフィール】**  
中央大学法学部卒。現在、一橋大学博士後期課程在学。租税訴訟学会理事、東京税理士会の委員・支部役員、その他各種法人理事・監事として活躍中。大学でも講師(租税法)として教壇に立つ。各種活動に、進取の精神持って積極的に取り組む姿勢に、ときとして圧倒される。

#### 税理士(管納税理士事務所) 菅納 敏恭 氏

確かに税理士等の専門家は、十分な教育を受けた上で、資格試験という関門をえています。しかしそれは、試験合格時における実力を示しているだけなのです。専門家は、その専門的能力ゆえに、社会と法制度の変化に常に対応し、対応できる能力を磨く必要があります。そしてアトランダムに出会う実務事例に対応していくだけでは、必要な基礎知識・モノの考え方を体系的に修得することはできません。

それではこのような修得は、どこで行えるのでしょうか？ これまでの大学・大学院に期待できるのでしょうか？ 私は、本学の社会人大学院であるビジネス法務専攻は、まさにうってつけの場所だと考えます。

現在、少子高齢化のもとで、社会が期待する大学院の機能は大きく変化しつつあります。具体的には、研究者養成のみの場であった大学院が、専門家の育成・再教育に開かれつつあります。その流れの中で、各種専門職大学院も作られています。本専攻は、実務と理論、ビジネスとリーガルを両立するための研究・教育の場であり、ビジネスで活躍できる専門家を育成するには最適だと考えます。

税理士を取り巻く状況には厳しいものがあります。陰に陽に存在する行政への従属意識は、真に独立した専門家として機能することの障害になっています。今後、法曹人口・公認会計士人口の激増が予想されています。社会経済の国際化は、透明性の低い従来の行政折衝を次第に排除することになります。株主代表訴訟は、経営者の安易な税務対応を許さなくなるでしょう。このような状況のもと、税理士の専門的能力として、本専攻の求めるリーガルリテラシーは、不可欠なものになると思われます。

本学のような社会人大学院では、院生は、コンシューマーとして教育内容を厳しく見ていくものと思われれます。われわれは、そのような「目」を十分に意識しつつ、素材として十分な力を有していっしょに皆さんを、いかにピカピカにして社会に戻すか、絶えず問い直していきたいと考えます。

### ビジネス法務専攻で、是非「何か」を見つけて下さい。



**【プロフィール】**  
東京大学法学部卒。司法試験合格。司法研修所教官、司法試験委員を歴任。弁護士として多方面にわたり活躍中。数多くの経験に裏打ちされた確かな「力」と、温厚な人柄が滲み出る語り口が魅力。

#### 弁護士(田辺・若柳法律事務所) 若柳 善朗 氏

私が担当するのは、ビジネス紛争処理論という科目です。ビジネス上発生する紛争については、紛争を未然に防ぐ若しくは最少におさえるためにどうすべきか(予防法務)、紛争発生後の初期段階においてどのように対処すべきか、紛争発生後の交渉はどうあるべきか(臨床法務)、ADR・訴訟等の段階に至ったときの対応はどうすべきか(訴訟法務)、等の観点から分析できます。このように、ビジネス法務では、実務的な考え方と法的なモノの考え方、双方からのアプローチが不可欠です。

確かに、法的なモノの考え方、リーガルマインドは簡単に修得できるものではありません。しかし、大切なのは細かい技術的な法的知識の習得ではありません。私の司法研修所での教育経験からいえば、教える側がどれだけ熱意をもって教えているか、どれだけ良いテキストに出会えるか、参加される方々のモチベーションがどれだけ高いか、が鍵です。

ビジネス法務専攻には、教える側のものも含めて、多種多様なバックグラウンドを持った方々が集(つど)います。法的なものの考え方の習得にあたって極めて重要である、社会的背景の部分、ここに集う方々の仕事ぶり、社会経験、ヒトの部分から学んで頂きたいと思ひます。そして、そこから「何か」を見つけて頂きたいと思ひます。

## ビジネス法務専攻の魅力語る

### ビジネスローを学び、より奥の深い仕事を

**田坂 康夫さん**（図書印刷企業年金基金常務理事、人事労務法務プログラム2005年度入学生）

図書印刷(株)グループ7社の企業年金改革を実施するため、4年前に現職に就任した。その前は、図書印刷(株)で総務部長（総務、人事担当）を10年超経験した。昨年、企業年金改革を終え、時間に余裕ができ、何か生き甲斐というか目標がほしくなった。

入社以来32年間在籍した総務・人事の仕事を経験してきて、大学卒業後36年ぶりに再び青山のキャンパスで学ぶこととなった。60歳定年まで後1年半、馬齢を重ねただけであるが、今までの経験が授業に役に立っている。総務部の中で、課長までは総務課に所属し、株主総会や取締役会や法務関係の仕事をしてきた。今風に言えばリーガルコンプライアンスに従事してきた。総務部長に昇進後は、人事、労務、採用、教育など人事関係の仕事も加わった。管理職として携わった労働法務より担当者時代からの会社法務の方が馴染み易いが、何れも実務中心で法律面の深耕は充分ではなかった。

大学院に入り、判例研究などを重ねる中で、ビジネスとリーガルの融合が見えてきた。なるほどそうだったのかということが頻発する。昔は多忙の中で、実務を強引に推し進めたものだなー、との反省が蘇る。当時ビジネス法務を学んでいれば、もっと違った成果を生むことのできたのであろうと残念である。現在、人事・総務の第一線で仕事をしているビジネスマンの方にぜひビジネス法務を学んで頂きたい。皆さんの成長と会社の発展のために。

今、私は大学院で学んだことをどのように社会に還元していくかを考えている。社会保険労務士や1級DCプランナーの資格とともにビジネス法務で学んだことをコンサルタントとして役立てたいとの想いがある。あと1年更にビジネスローリテラシーを学び奥の深い仕事を提供できればと願っている。

### 理論を実務に展開するのにふさわしい教育の場

**田中 一さん**（エスエスコポレートアドバイザー株式会社ディレクター 税理士、税法務プログラム2005年度入学生）

#### 1. 「3プログラム制」のメリット

ABLSの特筆すべき点は、「3プログラム制」というコンセプトの明確さにあるのではないかと考えます。私自身も、大学院入学を前に、租税法を中心にビジネス法務の学術・実務研究をしたいと考えていたのですが、他大学院のコース設定や、カリキュラム履修方法を比較検討した際に、プログラム制、特に「税法務プログラム」とコンセプトが非常に明確になっているところに多大なる魅力を感じABLSを選択した次第です。自分の学びたいことと大学院のカリキュラムが合致しているか否かは重要です。

#### 2. 「4階層コンテンツ」のメリット

社会人が大学院での「学び」を考えるとき、自身の専門領域への関心もさることながら、専門領域周辺分野への関心というものも相当あるものと思います。大学院が社会人経験者（有職者）を学生として受け入れる場合には、この関心を充足するだけの十分なカリキュラムを持っていることが要求されるのではないのでしょうか。

ABLSのカリキュラムは、4階層のコンテンツからなり、それぞれのコンテンツのターゲットとするところが異なっています。このなかで、特に専門領域周辺分野への関心を満たすものがイシューコンテンツであり、各界の著名な方々が実務家教員として招聘され、実例に即した授業が繰り広げられています。イシューコンテンツは、また、ケースメソッドや議論が主体となっており、大学院で学んだ理論を実務へ展開する上での実践の場であるとも考えられます。

#### 3. 「ABLSに望むこと」

ABLSは、そのプログラムやカリキュラムにおいて、国内でも先駆的なものであると考えます。しかし、世界に目を向けると、アメリカのロースクールの修士課程にも、“LL.M. in Taxation”といった「税法務プログラム」があり、カリキュラムの専門性・適時性等における評価はかなり高いと聞きます。ABLSもさらにカリキュラムの充実を図り、世界的レベルでの地位、存在感を確立していくことを望んでおります。

#### ビジネス法務専攻、入学者数

プログラム		知財法務			税法務			人事労務法務		
コース	総計	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年
2005年入学者	46名	1名	5名	—	2名	15名	3名	1名	18名	1名
2006年入学者	41名	—	10名	1名	1名	16名	1名	—	10名	2名

入学なさった方は、全員有職者の方であり、様々な大学、学部等を卒業なさっております。税理士、社会保険労務士、行政書士等の資格保有者の方の割合も比較的高いです。

### 知的財産法務を臨床的に学んでいます

**Tさん**（教育機関勤務、知財法務プログラム2005年入学生）

2005年春、青山学院において「ビジネス・ロー」を探求できる場が整いました。それ以来、大学院で理論的考察と実際の検討を繰り返しながら、ときに各人のビジネス現場で応用していく、貴重な機会となっています。

履修計画については、プログラム主任からアドバイスを頂きますが、最終的に自分なりの計画案を提出し遂行していく必要があります。この点、ビジネス法務専攻の教育プログラムは、各階層に体系立てられており、修得到達点の設定を促してくれます。また、多様な関心エリアに応えてくれるかのように、多彩なコンテンツが用意されています。それは同時に、学際性豊かなビジネス・ローを研究していくうえでとても魅力的です。

たとえば、臨床法務の観点からライセンス契約の模擬交渉や契約書の構成要素を検討する授業、ビジネス・ローを背景に先端的問題を読み解く「知的財産総合概論」、そして知財のアウトカムロジックを考察する「知的財産流通法務」などがあります。とりわけ、青山学院独特の「知財クリニック」を通じて、ビジネス法務の解決スキームを実践し、多くの経営者の方々とより良い成果を求めていくことは大変魅力的です。

また、大学の研究室や食堂などで、仲間と共に将来取り組もうと思う分野についてあれこれ話し合いながら、新たな発見をすることも少なくありません。こうして、仲間と研鑽し合い「青学の良さを実感しつつ、ビジネス法務専攻2年目を迎えるところ」です。

### 専門知識を習得し、リーガルマインド涵養に望ましい環境で学ぶ

**Iさん**（金融機関勤務、税法務プログラム2005年入学生）

私はビジネス法務専攻の税法務プログラムに在籍して感じた大きな魅力は、判例研究や講義への取り組みを通じて、専門分野の知識が蓄積できることと、どまらず、自己のスキルとしてリーガルマインドの形成が図られることです。税務の分野においても、実務では会計との関連などは強く意識されるものの、取引を法的に検討する機会はなかなか見出しにくいと思います。

この点、ビジネス法務専攻では法学研究科の教授や弁護士をはじめとする法律の専門家が論理的なものの考え方を熱心に示してくれますし、公務員、税理士、税理士事務所職員、一般企業職員など多彩な顔ぶれの院生が自らのキャリアを活かし相互に刺激を受けながら法的な議論や分析に積極的に取り組んでいますので、リーガルマインドを高めるための理想的な環境が実現されていると実感しています。なお、私を含め法学部出身ではない院生も多数在籍していますが、指導教員のバックアップなどもありますので法律の学習経験のない方でも心配はいりません。

そして、今後我が国においては司法制度改革の進展と相俟って社会の隅々に至るまで法の支配が浸透していくことが期待されていますが、そうした環境下においては“法”を判断や行動規範に据えて様々なリスクに対処することが求められることになるため、リーガルマインドはビジネスシーンで付加価値の高い成果を残すための最大の武器になるのではないのでしょうか。

また、そうした実務面における知識の活用だけでなく、研究成果を修士論文という足跡として大学に残せることにも充実感を感じます。学問は先行する研究者の業績により発展するものですから、努力次第で歴史的な成果を残すことも夢ではないかも知れません。大学には夜間や土日にも開館している図書館、十分な台数を確保したPCルーム、研究室、さらには院生の強い味方となるレストランなど充実したインフラが準備されています。恵まれた環境の下で実務では得ることのできないスキルやネットワークを構築し、今後の活動範囲を広げて行きたいと考えています。

### 共に学び成長できる仲間とともに

**竹林 あゆみさん**（株グリーンビジネス中国事業部マネージャー、人事労務法務プログラム2005年度入学生）

「果たして授業についていけるのか、仕事との両立は可能なのか」

法律学初学者である私が大学院で法律を学ぶという事は一大決心を要し、自身の希望で決めた進学でしたが、入学当時は不安でいっぱいでした。しかし、気が付けばあっという間の1年間。心配していた仕事との両立もなんとか乗り越え、一年目の夏頃には生活のリズムもつかんで日々の充実を感じるようになりました。

大学院は何かを「教えてもらう」場ではなく、「自分で考える」機会を与えてくれる場ですから主体的に考え、学ぶ姿勢が必要であり、そう言った意味ではただ講義を受けるだけではなく自分なりの工夫が必要です。そこで一年目は、基本的なリーガルリテラシーの修得を目的とした「コアコンテンツ」を中心に履修を行い、自分なりに土台固めを行うとともに、応用力・展開力をつけるための「イシューコンテンツ」では知財法務関連の科目や、仕事に直結する国際取引関連の科目など専攻の枠を超えて幅広く履修しました。

ビジネス法務専攻の特徴の一つとして、実務と理論が融合したカリキュラムが挙げられますから、私のような初学者でもこれまでの社会人としての経験と知識を活かし、深めつつ、リーガルリテラシーを修得することができます。また、法律の条文そのものから得られる知識ももちろん重要ですが、法的思考の訓練は実社会においても大変有益であると実感しています。

ビジネス法務専攻は設置から日が浅く、運営において手探りの部分もあります。しかし逆に様々な面で院生の声がすぐに反映されるというメリットもあります。また、プログラム主任の先生方が個人の要望・志向に合わせて継続的に指導をしてくださるのも大きな魅力です。そして、志を持った多くの仲間との出会い、それぞれの経験やバックグラウンドをお互いに尊重しながら共に学び合い、成長できる事がビジネス法務専攻の最大の魅力であると思います。

## 入試のアドバイス

入試に関してよくあるご質問について、本専攻開設に中心的な役割を果たした大学院法学研究科ビジネス法務専攻主任・藤川久昭助教授のアドバイスをご紹介します。



藤川助教授

### Q 合否の判定方法はなっていますか？

A 判定方法は、書面審査および面接試験で行います。書面では、志願票(定式のもの)、志望動機書、研究計画書、職歴・実務経歴報告書(有職者でない場合には、自己アピール書)、資格等がある場合の資格等を証明する書類等を求めることにしています。任意に提出するものとして、推薦書があります。面接・書面審査も、公平性、透明性を高めるため事前の統一基準を設定しています。面接審査では、①人格について ②希望専攻科目についての研究遂行能力 ③入学・志望動機という3点等を、書面審査では、④研究計画について、④職歴・実務経歴という2点等を確認する予定です。なお本パンフレットにも掲載されている、青山学院教育方針、青山学院大学理念、青山学院大学法学研究科ビジネス法務専攻アドミッションズポリシーも必ずお読み頂き、理解して頂けますようお願いいたします。

### Q 出願する資格があるのは、いわゆる社会人だけなのですか？

A 結論からいえば、違います。それは本ビジネス法務専攻が、広く社会に開かれた高等教育プログラムであることを志向しているからです。ただし、ビジネス法務専攻の研究教育目的が、ビジネスとリーガルの架橋を図ることにあることから、原則として職歴が3年以上ある、社会人・職業人の方々としております。この点についてまずご理解頂きたいと思います。それだけの経験年数がない場合であっても、それに相応する経験がある場合とご自身でお考えになる場合には、出願ができます(合否についてはまた別問題です)。社会人経験のない学生の方であっても、ビジネス法務専攻の趣旨を十分に理解し、将来、ビジネス法務分野で活躍する意思がある方は出願ができます。以上について、詳しくはお問い合わせください。ただし、いかなる場合であっても、合否の見込みはお教えできません。

### Q 出願のために大学を卒業し、学士号を取得している必要があるのですか？

A 必ずしもありませんので、「個別審査」による資格審査を申請して下さい。個別審査の締切日時は、入試実施日よりかなり早くとなっております。資格審査申請にあたってはこの点くれぐれも注意してください。審査にあたっては、個別資格審査用小論文1通、個別資格審査用アピール書1通です。また、関連資格等があれば、資格等に関する書類1通を提出しなければなりません。個別資格審査用小論文とは、志願者が、大学院を受験するに相応の能力を有しているか否かを審査するための、志願者が任意に選択したテーマに関する論文です。単なる感想文、研究計画書ではなく、特定のテーマについて、少なくとも大学卒業レベルの分析が求められます。個別資格審査用アピール書とは、志願者自らが、これまでの経歴、経験等に基づいて、大学院を受験するに相応の能力を有することを証明するための書類です。以上については、個別資格審査書類に添付されている、個別資格審査提出書類作成にあたっての注意事項もよくお読みください。なお個別資格審査に提出する小論文、アピール書と、個別資格審査合格後に、ビジネス法務入試に出願なさる場合に求められる研究計画書等とは、目的・趣旨が異なります。この点を十分にご理解なさってご作成ください。

参考:個別審査とは? 「大学学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳に達した者」であるか否かの判断を行うものである。いわゆる大学中退者、専門学校卒、短大卒、高卒、中卒等の方々を対象とするものである。

### Q 研究計画書はどのように記載すればいいのですか？

A 研究計画書を求める理由は、①どのようなテーマについて、本専攻で研究しようとしているのか(テーマ設定)、②そのテーマを研究しようとした経緯は何か(明確な問題意識)、③テーマについて、自分なりの方法で成果をあげることができるか(目標到達方法)、④上記3点について、字数内で書面化できるかどうか(書面化能力)、を確認することにあります。このような点を意識して記述して頂ければと存じます。ビジネス法務専攻は、法学研究科ではありますが、ビジネス・実務に経験のある方はリーガルを学び、リーガルに精通した方はビジネス法務・実務を学ぶ場です。すなわち、ビジネスとリーガルを補完的に学ぶ場です。したがって、研究計画書では、上記点について、これまでのご経験等から論述をなさって頂ければ十分であります。法律学の詳しい専門的知識に根ざした記述は必要不可欠ではありません。

### Q ビジネスでの経験は豊富なのですが、法律学の素養は十分ではありません。研究計画書の執筆、入学後について不安があります。

A ビジネス法務専攻は、ビジネスとリーガルを融合させた研究教育を行います。これは最終目標ですので、入学当時において、双方を両立させていってやる必要は必ずしもありません。すなわち、ビジネス実務について十分なお経験がない場合には、リーガルにある程度精通されている方、リーガル=法的素養について不安がある場合には、ビジネス法務実務ご経験の豊富な方を念頭においています。また、入学直前期に、法学入門、民法、商法の内容を中心に、集中講座を開催いたします。

### Q 修了認定の方法はなっていますか？

A ビジネス法務専攻修了要件は、「一定の年限(2年原則、短期・長期あり)のもとで、一定の単位を取得する(最低30単位)とともに、所定の論文(修士論文あるいはリサーチペーパー)を提出した上で、最終試験に合格すること」と要約できます。リサーチペーパーと修士論文の違いは何ですが、修士論文は、原則として、博士後期課程進学も視野にいれている方(例えば研究者志望の方等)にとってのもので、外国語能力審査がございます。一方、リサーチペーパーは特定課題研究のようなもので、外国語能力審査はありません。

### Q いわゆる税理士試験科目免除についてはなっていますか？

A 本研究科ビジネス法務専攻を「修了」した者は、税理士法の該当規定により定められている要件ならびに手続を経ることにより、税理士科目の一部免除制度を利用することができます。ただし、本専攻に入学を考えている方は、次の3点について留意してください。  
1. 税理士法に定められている要件・手続は、あくまでもご自身でご確認し、ご判断いただけますようお願いいたします。ちなみに、1つだけ付け加えますと、その要件を満たすためには、税法務プログラムに所属されて、プログラム主任より指導を受けることが事実上不可欠になると思われます。  
2. 単に一部免除制度を利用することのみを目的に入学を考えている方は、本専攻の研究教育にそぐわないことになります。本専攻が何を目指しているのかパンフレット等をご覧いただき、ビジネスローを共に学ぶという目的を十分に理解したうえで、納得して下さった方の入学を歓迎します。  
3. 修了にあたっては必要となる論文に対して、一定以上の水準のものを要求します。とにかく書けば合格するということは絶対にありません。本専攻に於いて研究指導を受け、それを理解し、論文を執筆なさろうという方であることが求められます。なお、税法務プログラムでは、税理士科目免除の利益享受を、主たる入学動機とされていらっしゃる方ではなく、あくまでも、「ビジネスローを学び、大学院で研究する」という方を求めています。いわゆるダブルスクールの両立に多大な困難が生じうることも、前もって理解なさっておいてください。

### Q 修了後についての、大学院との関係について教えてください。

A われわれは、ビジネスローの分野は、企業実務との緊密な連携が不可欠であると認識しています。修了後も、大学院在学中に得た情報のアップデートが不可欠になります。こういった関係を緊密に構築するために、「大学院法学研究科ビジネスロー・センター」を中核においた活動を積極的に行いたいと思います。そして、このセンターを拠点に、院生の進路関係についても積極的な対応を行いたいと思っています。

### Q 科目履修生制度はあるのですか？

A 大学院生の研究教育を妨げない限りで、積極的に受け入れたいと思っています。詳しくは、科目履修生募集要項をご参照下さい。具体的には、カリキュラム中のイシューコンテンツは、短期集中セミナー的な色彩も強いこと、大学院研究教育の成果を社会的に還元することからも、広く世の中に開いていきます。なお幾つかの制約条件がございます。

## ビジネス法務専攻 博士後期課程

青山学院大学大学院法学研究科は、ビジネスローに関して、修士課程より高度な研究教育を推進するために、博士後期課程における新しいプログラムを、2007年度より実施することに決定しました(2006年2月)。具体的な内容は、現在検討中ですが、下記のような概要で行うことにいたしましたので、ここに公表いたします。

※入試要項等、詳細は、ビジネス法務専攻HPでご確認の上、大学院事務室までお問い合わせください。

**プログラム** **博士後期課程ビジネス法務専攻内に、次の3プログラムを設置します。**  
**知財クリニックドクター養成プログラム (IPCD-P)**  
 企業の中で使われている、特定の知的財産に関係するリスクを発見・対処するための専門的能力を育成するコース。  
**リーガルリスクマネジメントドクター養成プログラム (RRMD-P)**  
 ビジネスロー分野における、「リーガルリスク」を発見・対処するための専門的能力を育成するコース。  
**ビジネスロードドクター養成プログラム (BLD-P)**  
 ビジネス法務修士課程の3プログラム(知財法務、人事労務法務、税法務)で学んだことを、さらに発展させるためのコース。

**専攻定員** **ビジネス法務専攻 博士後期課程 1学年 2名**(プログラム毎の定員は設けない)  
 ※なお、博士後期課程全体での一学年定員は6名です。

**対象者** 原則として修士号取得者とする。ただし、修士号を持たないものに関する博士課程入学資格の個別審査制度を設け、修士号非取得者も対象になりうるものとする。  
 個別審査では、書類ならびに論文に相当するものを提出させることとする。書類は、個別資格審査用アピール書1通、関連資格等があれば、資格等に関する書類1通を提出しなければならない。点数は修士課程の場合と同じとする。  
 論文に相当するものについては、審査委員会を組織した上で、審査を行うものとする。主査1名(指導希望教員)、副査1名とする。判定は可、不可とする。

**入試** **筆記試験(英語)、修士論文審査、口述試験とする。**  
 なお、専門職大学院修了者等の方で、修士論文あるいは特定課題研究論文を執筆されていらっしゃる方については、修士論文に代わりうるものを提出させ、審査するものとする。  
 個別資格審査合格者の場合、同審査において修士論文に代わりうるものとして認められた論文を審査に供させる。

**単位制** **博士後期課程ビジネス法務専攻は単位制とする。設置科目は下記の通りとする。**  
**知財クリニックドクター養成プログラム (IPCD-P)**  
 1年次 IPCD養成インターンシップⅠ IPCD-P研究指導Ⅰ 2年次 IPCD養成インターンシップⅡ IPCD-P研究指導Ⅱ  
 3年次 IPCD研究指導Ⅲ  
**リーガルリスクマネジメントドクター養成プログラム (RRMD-P)**  
 1年次 RRMD養成インターンシップⅠ RRMD研究指導Ⅰ 2年次 RRMD養成インターンシップⅡ RRMD研究指導Ⅱ  
 3年次 RRMD研究指導Ⅲ  
**ビジネスロードドクター養成プログラム (BLD-P)**  
 1年次 BLD養成インターンシップⅠ BLD研究指導Ⅰ 2年次 BLD養成インターンシップⅡ BLD研究指導Ⅱ  
 3年次 BLD研究指導Ⅲ

**博士号付与等までの道のり** 研究指導Ⅰ・Ⅱ、インターンシップⅠ・Ⅱを履修し、これらをもとにして2つの事例論文を作成(1年に1本)した上で審査を受け、合格した場合には、博士論文執筆資格を得る(2年次末)。研究指導Ⅲにて博士論文執筆を行う(3年次)。

**運営** ビジネス法務専攻運営会議にて上記科目、研究指導の管理運営を行う。

## 科目履修生制度について

ビジネス法務専攻には、科目等履修生制度があります。科目履修生とは、正規学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、選考の結果許可された人をいいます。ビジネス法務専攻では、各年度に開講する科目の内、イシューコンテンツ科目について、合計12単位を上限として、履修できることになっています。

科目履修生には2種類あります。それは、①単位を必要とする場合と、②単位を必要としない場合です。この2つは、受講料その他において「相違」があります。募集人員は、正規学生の教育研究に支障をきたさない範囲の人数です。

詳しくは、各年度の科目履修生募集要綱をご覧ください。

## ビジネスロー・センターの開設

法学研究科では、ビジネス法務専攻開講に伴い、研究科附置機関として「ビジネスロー・センター」を開設しました。本センターは、ビジネス法務専攻教員が中心となって、ビジネスとリーガルの融合教育のための産学連携、既存の本法学部、本法学研究科私法専攻・公法専攻活動の活性化を進めるというものです。

2006年度は、外部から評議員を選任し、特別研究員を受け入れながら、各種委託研究受け入れ、寄付講座受け入れ、受講生への教学支援等を行います。さらに、本専攻で学ぶ皆さんに貢献できるような活動、例えば、人材バンク制度、研究成果の発表、企業・各種機関での研修、連続セミナーの開講等を企画しています。このように本センターは、本専攻の諸活動を「外」に開くための拠点ともいえる重要な機関です。

## 知財クリニック活動

ビジネスロー・センターは、青山学院知的資産連携機構(IMAG)と協力して知財クリニック活動に取り組んでいます。「知財クリニック」は大学医学部などの臨床施設と類似したものです。すなわち、知財価値をチェックする「健康診断」から契約書作成・改善の提案などを行う「内科的処方」、知財廃棄などの「外科的手術」、さらに権利実施後のファイナンス管理といった「リハビリ」まで、「知財ドクター」がチームとしてさまざまなバックアップを行うものです。

## トップセミナーの開催

ビジネスロー・センターは、リスクマネジメント協会との共催による「リスクマネジメント・トップセミナー」を実施しました。本セミナーは、日本を代表する企業の役員および経験者が、ご自身のご経験を基に“経営者の視点から見たリスクマネジメント”を語るものです。

2005年度は、上野治男氏(松下電器産業元常務取締役)、堀田健介氏(モルガンスタンレー証券会長)、古川次次氏(三菱商事元副社長、現常任顧問)、木村道夫氏(大平洋セメント代表取締役会長)、石田正泰氏(凸版印刷元取締役、現東京理科大学大学院教授)、池田守男氏(資生堂会長)と様々な業界から登壇を頂きました。

長年のご経験に基づく様々な事例、トップという立場からの価値観をもとに語るリスクマネジメントは、個人のあり方、組織のあり方、企業のあり方、そしてなによりも社会のあり方を問う内容となりました。終了後の感想には、「貴重な話でためになった」、「自己省察につながった」とあり、セミナーはビジネスパーソンや学生等の参加者の意欲を掻き立てる、とても充実したものになりました。

## 寄付講座、連携講座の設置

ビジネス法務専攻の研究教育が、ビジネスとリーガルの融合という目的を有していることから、実務との連携は不可欠となります。そのために、本専攻では、企業・各種機関からの寄付講座・連携講座科目を設置しました。2006年度も次の2科目を設置します。

### 知的財産総合概論(IT関連知財学)

マイクロソフト社寄付講座。マイクロソフト社関係者、本学関係者による全15回のオムニバス講義。  
 ビジネス法務専攻のイシュー科目として開講される。  
 名実ともに、ビジネス法務専攻知財法務プログラムの産学連携の象徴例。  
 同プログラムコーディネーターの菊池純一教授が中心になって運営。

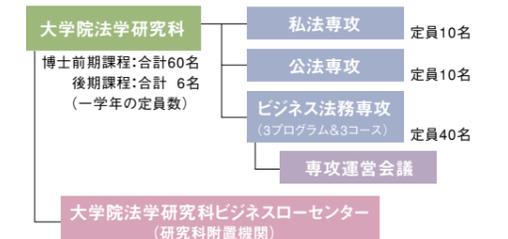
### リーガルリスクマネジメント論

ダイヤモンド国際経営研究所、リスクマネジメント協会、青山学院大学大学院法学研究科による連携講座。  
 リーガルリスクマネジメントの実際に携わっている各界の実務家による全12回のオムニバス講義。  
 法学研究科私法専攻・公法専攻の現代法演習科目として開講される。  
 ビジネス法務と公法・私法専攻の架け橋となることも期待。  
 ビジネス法務専攻主任・藤川久昭助教授が中心になって運営。

## 本研究科公法・私法専攻、他研究科との連携

法学研究科には、従来から、理論研究を主たる目的とした、昼間開講の公法・私法専攻が設置されています。実務と理論の両立を目指すビジネス法務専攻は、これらの専攻とともに展開されるものであり、本専攻の院生は、コーディネーターと相談しながら、両専攻の科目を履修することができます。

さらに、幾つかの制限はありますが、会計専門職大学院、国際マネジメント研究科等の科目も履修できます。詳しくは、説明会等で質問なさってください。



## ビジネス法務専攻 修士課程

修士課程入試の概要は下記の通りの予定です。日程も含めて、必ず入試要項でご確認ください。

※募集要項については青山学院大学大学院事務局までお問い合わせください。

**修士課程 募集人員** **ビジネス法務専攻 修士課程 40名** ※各プログラム毎の定員は設けていません。  
 ■人事労務法務プログラム ■知財法務プログラム ■税法務プログラム

**修士課程 修了年限** **修業年限標準2年審** ※但し、希望により短期または長期の修業年限を選択可査書類  
 ■短期修了コース 1年制 修業年限1年  
 ■長期修了コース 3年制 修業年限3年

**修士課程 出願資格** 次のIまたはIIに該当し、かつ、下記の(1)～(6)のいずれかに該当するもの。

- I. 社会人資格** 社会人経験(職歴)が3年以上ある者、または、3年以上の「社会人経験」があると自ら任ずる者。  
**II. 非社会人資格** Iに該当しない者であって、ビジネス法務専攻の研究教育の主旨を十分に理解できる者。

※なお、経験年数は出願入試年度における4月入学時点。

- 大学を卒業した者、及び2007年3月卒業見込みの者。
- 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- 文部科学大臣の指定した者。
- 学位授与機構で学士の学位を取得した者。
- 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、入学時に22歳に達した者。
- その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

**修士課程 入試方法** 審査は第1次審査および第2次審査の二段階で行われます。  
 第2次審査は、第1次審査合格者に対してのみ実施されます。  
 面接審査の日時は、合格者に個別にも通知いたします。  
 ■第1次審査 書類審査 ■第2次審査 面接

**出願 必要書類** 提出書類は必要提出書類と任意提出書類とに分かれています。  
 出願書類はすべて郵送とし、提出した書類は一切返却いたしません。

- 【必要提出書類】** ⑧から⑪については、入試要綱に添付している、第一次審査書類作成にあたっての注意事項(必要提出書類)もよくお読み下さい。
- 入学志願票(写真貼付)※本学所定用紙
  - 写真1枚(最近3ヵ月以内タテ4cm×ヨコ3cm・・・入学志願票に貼付)
  - 受験票(本学所定用紙)
  - 大学を卒業した者は、出身大学の卒業(見込)証明書および成績証明書(コピー不可)
  - 外国籍の者は、外国人登録原票記載事項証明書または、パスポートのコピー(氏名、国籍、在留資格の確認できるページのコピー)を提出してください。
  - 振込通知書<第1次審査入学検定料用>(大学院提出用:銀行の収納印のおされたもの)
  - 宛先記入ラベル
  - 志望動機書(書式あり。800字(下限)～1000字(上限))
  - 研究計画書(書式あり。3000字(下限)～4000字(上限))
  - 職歴・実務歴書(書式あり。3600字(上限) あるいは自己アピール書 3600字(上限))
  - 資格等に関する書類(「資格等」があれば、の場合。書式あり)

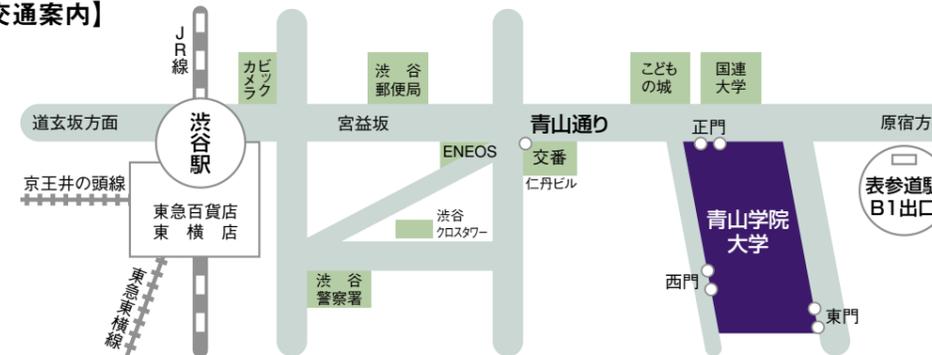
- 【任意提出書類】** 入試要綱に添付している、第一次審査任意書類作成にあたっての注意事項(提出が任意の書類)もよくお読みください。
- 推薦書(書式自由)
  - 著作等のリストと説明に関する書類(書式あり)
  - 資格等に関する書類(書式あり)

**入学検定料** ■第1次審査 ¥20,000- 但し、2006年度本大学卒業(見込)者は ¥10,000-  
 ■第2次審査 ¥15,000- 但し、2006年度本大学卒業(見込)者は ¥8,000-  
 ※上記検定料は2006年度のもので、2007年度につきましては、大学院事務局までお問い合わせください。

※大学を卒業されていない方の個別審査については、P13のFAQをご覧ください。

入試に関する詳細は、青山学院大学大学院事務局(P18)までお問い合わせください。また、入試説明会には是非とも参加してください(Webにて告知しています)。本専攻に関する非常に重要な内容について説明しています。

## 【交通案内】



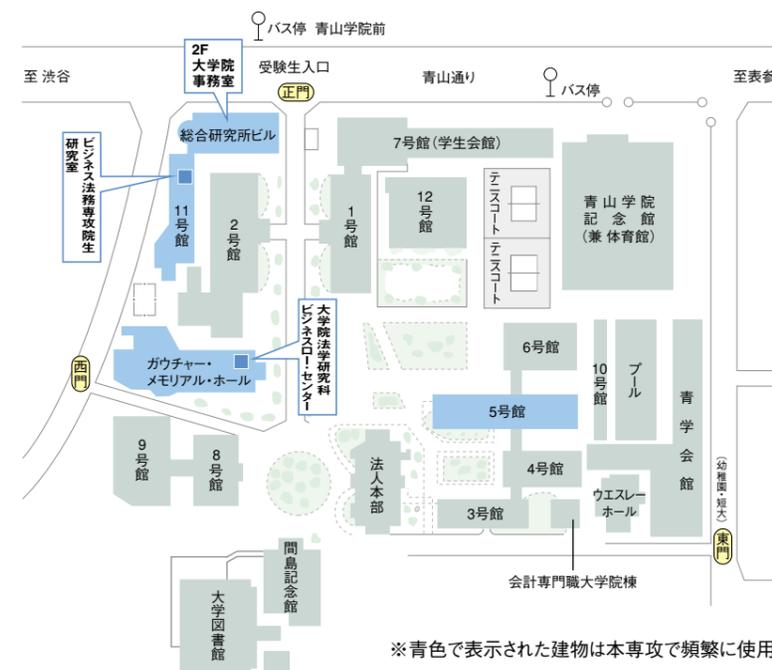
渋谷駅下車 徒歩10分

JR山手線・埼京線  
 京王井の頭線  
 東急東横線・田園都市線

表参道駅下車 徒歩5分

東京メトロ  
 銀座線、千代田線、半蔵門線

## 【青山キャンパス建物配置図】



※青色で表示された建物は本専攻で頻繁に使用いたします。

ビジネス法務専攻HP <http://www.als.aoyama.ac.jp/abls/>

### 全般的なお問い合わせ

青山学院大学大学院事務局 法学研究科担当  
 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25  
 総研ビル2階 青山学院大学大学院事務局

TEL 03-3409-7831

FAX 03-3409-9423

### 詳しい内容についてのお問い合わせ

大学院法学研究科ビジネスロー・センター  
 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25  
 青山学院大学15号館802号室

FAX 03-3409-8642

メール [hisafuji@als.aoyama.ac.jp](mailto:hisafuji@als.aoyama.ac.jp)

※こちらのお問い合わせは、必ず、FAXまたはメールでお願い致します。件名に「ビジネス法務専攻質問」と必ずお書きください。

このポケットに各種資料等をお入れください。ビジネス法務専攻HP上で、追加資料がダウンロードできるようになっています。